

議案第28号

基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について

基山町企業立地促進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町企業立地促進等に関する条例の一部を改正する条例

基山町企業立地促進等に関する条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規則」を「基山町企業立地促進等に関する条例施行規則（平成15年規則第8号。以下「規則」という。）」に改め、同条第10号中「佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成17年佐賀県条例第42号）第3条第1項の規定により佐賀県企業立地促進特区に指定された場合において、同条例第2条第4号に定める特例対象者をいう。」を「新たに工場等用地を町内に取得又は賃借し、その日から5年以内に、当該用地に工場等を新設する場合又は既に所有する工場等用地に新たに工場等を増設する場合であって、新設又は増設に係る投下固定資産の額が規則で定める額以上であり、かつ、町内に住所を有する常時従業者の数が10人以上で対象事業を行う者をいう。」に改める。

第3条中「締結した場合は」を「締結し、その日から2年以内に操業を開始した場合は」に改め、同条第1号中「取得した日」を「その日」に、「常時従業者」を「町内に住所を有する常時従業者」に改め、「事業」の次に「を行う者」を加え、同条第2号中「対象事業」の次に「を行う者」を加え、同条第3号中「対象事業で」を削る。

第4条第3号中「企業立地促進特区補助金」を「特例補助金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に本町と進出に関する協定を締結した工場等に係る奨励措置に

については、なお従前の例による。

提案理由

佐賀県企業立地の促進に関する条例及び佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）が廃止されたことに伴い、当該条例及び規則の規定に準じた対象要件を定め、引き続き奨励措置が実施できるよう基山町企業立地促進等に関する条例を改正する必要がある。

令和 8 年 6 月 12 日原案可 決